



PwCマレーシア
TaXavvy日本語版

2025年度税制改正案

2024年10月18日

このTaXavvy日本語版では、2024年10月18日にアンワル首相兼財務大臣が公表した、マレーシアの2025年度税制改正案の概要をお伝えします。



ハイライト

個人株主への配当課税

年RM100,000超の配当が対象

2%

個人株主が受け取る年間RM100,000超の配当所得に、2%の配当課税が適用されます。

(2025課税年度より適用の予定)

グローバルミニマム課税と 優遇税制

還付可能税額控除の導入を検討



2025年からのグローバルミニマム課税 (GMT) の導入に伴い既存の優遇税制の効果が薄れると考えられる中、GMTに対応した、戦略的な投資に対する税額控除 (Strategic Investment Tax Credit) の制度の導入可能性を検討します。

売上税およびサービス税

課税範囲の拡大



必需品ではない基礎食品に対する売上税 や、事業者向けサービスに対するサービス税など、売上税・サービス税の課税範囲が拡大されます。

(2025年5月1日より適用の予定)

炭素税

2026年までに導入へ



政府は、低炭素技術の導入の促進も見据え、2026年までに、マレーシアの鉄鋼およびエネルギー産業に炭素税を新たに導入する方針を示しました。

目次

個人所得稅

Page 4

法人稅

Page 8

稅制優遇措置

Page 10

間接稅

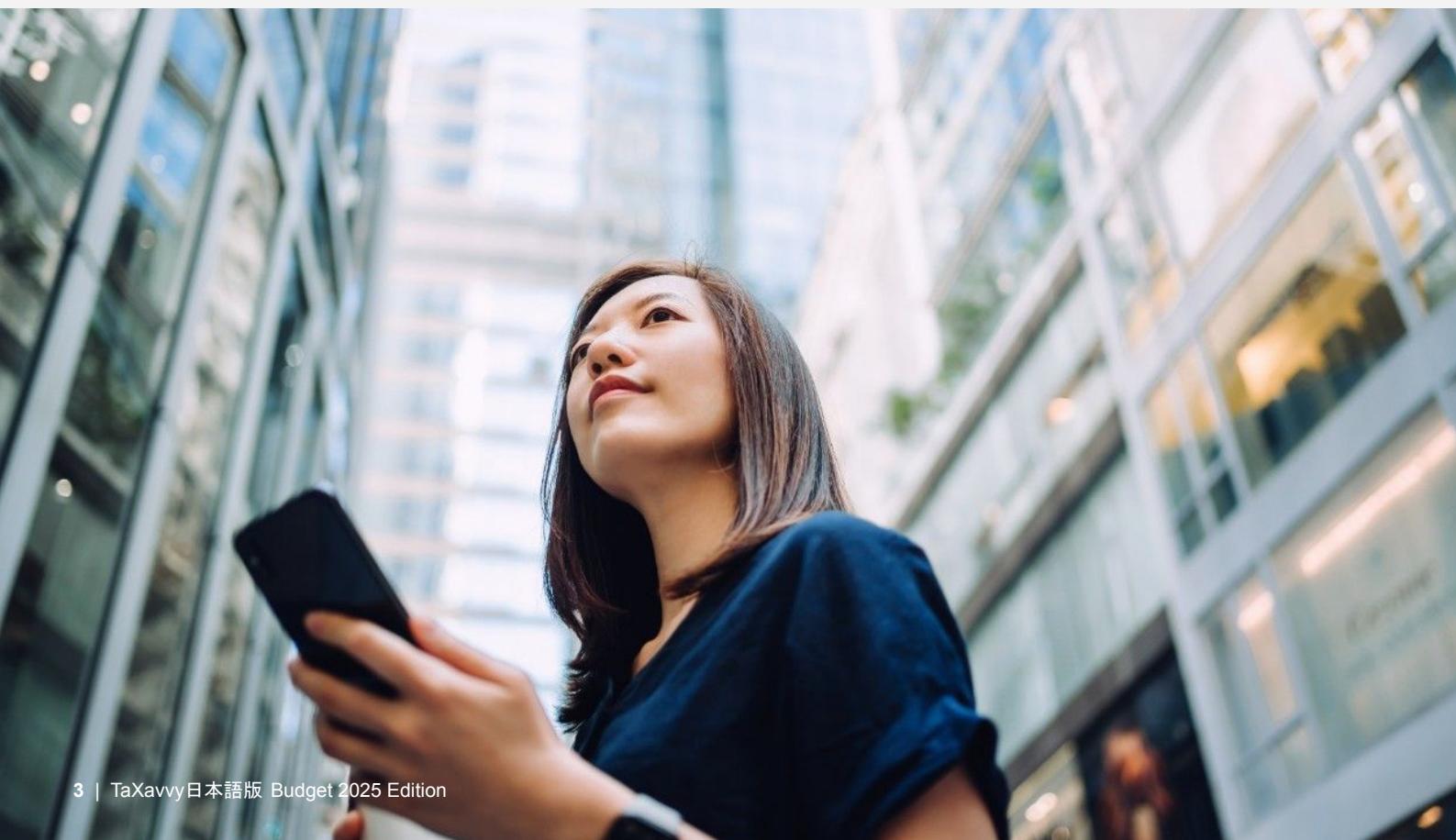
Page 15

炭素稅

Page 18

印紙稅

Page 20





1

個人所得稅

個人所得税

配当課税

個人所得税の累進性を高めるとともに課税基盤を拡大するため、以下の配当課税を新設することが提案されています。

対象

個人株主が受け取る年間RM100,000超の配当所得

課税対象者

個人株主

- マレーシア居住者
- マレーシア非居住者
- 代理人名義で株式を保有する個人

税率

所得控除および経費控除後の課税配当所得に対して2%

免税となる配当

- 国外からの配当所得
- パイオニアステータスまたは再投資控除を利用している企業からの配当所得
- 免税の船舶会社からの配当所得
- 協同組合から分配される配当所得
- クローズドエンド型ファンドからの配当所得
- ラブアン法人からの配当所得
- その他の、株主レベルで付与される配当所得に対する免税

個人所得税

配当課税

適用除外

配当課税は、以下に拠出または預託する個人に対する分配金には適用されません。

- 従業員積立基金 (EPF)
- 軍人貯蓄機構 (LTAT)
- ブミプトラ信託 (ASNB)
- 投資信託

適用日

2025課税年度から適用

PwCコメント

- 改正案によると、パイオニアステータス（免税）や再投資控除を利用している企業からの配当は、本税制から免除されることが明記されています。ただし、この免除が、1967年所得税法のセクション127の免税やスケジュール7Bの投資税額控除を受けている企業に適用されるかどうかは不明です。
- ラブアン法人からの配当に対する適用除外が、全ての場合に適用されるかは不明です。
- 外国企業から個人への配当は原則として免税であるため、本税制が、投資先としてのマレーシア企業の競争力に影響を与える可能性も考えられます。そのことから、富裕層による投資が、外国の持株会社を通じた投資へと再編される可能性も指摘されています。
- 本税制は、非居住者の個人にも適用されます。マレーシア企業の株式を保有する非居住者の個人は、マレーシア源泉所得が他にない限り通常はマレーシアで所得税の申告書を提出しないため、マレーシア政府がどのように徴税を行う予定かが、不明確となっています。

個人所得税

居住者が受け取る国外源泉所得の免税の延長

マレーシア居住者が受け取る国外源泉所得は、パートナーシップ関連の所得を除き、原則として、2022年1月1日から2026年12月31日まで免税となっています。

本免税を2036年12月31日まで延長することが提案されました。

その他の主な改正案 (免税)

- 12歳以下の子どもに関して雇用主が支給する養育手当は、年RM3,000を上限として免税とされていますが、両親や祖父母の介護手当も当該免税の範囲に加えることが提案されました (2025課税年度より適用)。

所得控除に係る主な改正案

改正や延長の内容	適用時期
最初の住宅購入に係る住宅ローンの支払利息に係る所得控除 (新設) <ul style="list-style-type: none">RM500,000以下の住居: RM7,000RM500,000超 RM750,000以下の住居: RM5,000	2025年1月1日から 2027年12月31までの 売買契約が対象
自身または配偶者・子どものための教育保険または医療保険に係る所得控除の上限額を RM3,000からRM4,000に引上げ	2025課税年度から
両親のための医療費・介護費用 (RM8,000まで) および健康診断費 (RM1,000まで) に係る所得控除の範囲を祖父母にも拡大	2025課税年度から
子どもの学習障害の診断・早期介助・リハビリ費用に係る所得控除の上限額を RM4,000からRM6,000に引上げ	2025課税年度から
障がい者(本人)の所得控除を RM6,000からRM7,000に引上げ	2025課税年度から
障がい者である配偶者に係る追加扶養控除を、 RM5,000からRM6,000に引上げ	2025課税年度から
障がい者である子どもに係る追加扶養控除を、 RM6,000からRM8,000に引上げ	2025課税年度から
堆肥型の生ごみ処理機の購入に係る RM2,500を上限とする所得控除 (新設)	2025課税年度から 2027課税年度(一度だけ)



2

法人税

法人税

グローバルミニマム課税 (GMT)

マレーシアは、税源浸食と利益移転への対応 (BEPS2.0イニシアチブ) の一環として、グローバルミニマム課税 (GMT)、すなわち15%の最低税率の導入に向けた準備を進めています。政府は、GMTが追加的な歳入を生み出す一方で、マレーシアの投資環境に対して潜在的なマイナスな面があることも認識しています。

GMTの2025年1月からの導入の影響を緩和するため、政府は、既存の優遇措置を整理するとともに、税制以外の面での優遇措置の導入や、戦略的な投資に対する税額控除 (Strategic Investment Tax Credit) の制度の導入可能性を検討します。

PwCコメント

今回、GMTの制度に係る新たな発表はなく、また、既存の優遇税制との関係の整理についても、踏み込んだ発表はありませんでした。税制以外の優遇措置の導入や、「戦略的な投資に対する税額控除」について触れられたのが新しい点ですが、具体的な規則や説明は公表されていません。

なお、「戦略的な投資に対する税額控除」は、GMTのルールの下で認められている税額控除方式である適格還付可能税額控除 (Qualified Refundable Tax Credit) の形態を取るものと考えられており、実効税率を低下させないことが認められている適格クレジット (税額控除) の形式でインセンティブを付与する方式が想定されます。

3

税制優遇措置



税制優遇措置

高付加価値業務に焦点を当てた投資優遇フレームワーク

政府は、従来の製品ベースのアプローチとは異なる、高付加価値業務に焦点を当てた投資優遇フレームワークを導入することに合意しました。新投資優遇フレームワークは、2025年の第3四半期までに導入が予定されています。

主な内容は以下の通りです。

1. サプライチェーンの強靭化に対する優遇措置

国内のサプライチェーンおよび主要セクターのエコシステムを強化するために、以下の優遇措置が提案されています。

- 多国籍企業に、3年度に渡り、年間RM200万までの法人支出に対して二重控除が認められます。
- 当該控除は、多国籍企業、またはサプライヤーが他の現地サプライヤーと合弁投資を行った場合、その投資額に基づいて与えられます。
- この取り組みに関与する現地のサプライヤーには、成果ベースのアプローチに基づく税制優遇パッケージが与えられます。
- 電気電子、特殊化学品、医療機器分野の現地サプライヤーの発展のために、公的資金出資プラットフォームを通じて、RM1億超規模の投資マッチング基金が創設されます。

2. 州の主要経済クラスター

ペルリス州とサバ州の再生可能エネルギー、パパン州とトレングヌ州の特定分野の化学産業など、州ごとの特性に応じた経済クラスターの優遇税制が設けられます。

3. 21のセクターへの投資に対する特別所得税の優遇措置

地域間の経済格差を縮小するため、経済波及効果が生まれることを条件として、ペルリス州、ケダ州、ケランタン州、トレングヌ州、サバ州、サラワク州などの州の 21の分野への投資に特別税率の法人税優遇措置が与えられます。

4. 炭素回収・利用・貯留 (CCUS)

CCUSに係る投資がESGに沿うものであることを確保するために、CCUS事業に対して投資税額控除や法人税免税などの税制優遇措置が与えられます。

(適用日は未定)

税制優遇措置

フォレストシティ金融特区

2024年9月20日に発表されたフォレストシティ金融特区 (SFZ) の発表に基づき、ジョホール・シンガポール経済特区 (JSSEZ) について発表されました。主な内容は以下の通りです。

免税(duty free)ステータス

政府は、観光および地域経済活動を促進するために、フォレストシティ金融特区を免税 (duty free)の島として認可しました。

税制優遇措置

公表済みのフォレストシティ金融特区の税制優遇措置には、以下の内容が含まれます。

- ファミリーオフィス - 証券委員会が所管するシングルファミリーオフィス制度に基づくファミリーオフィスに対して、0%の法人税率 (2025年第1四半期までに運用開始)
- グローバル金融ビジネスサービス - グローバル金融ビジネスサービス、金融テクノロジー (フィンテック)、および海外決済システムに対して、5%の法人税率
- ナレッジワーカー - ナレッジワーカーに対して 15%の個人所得税率
- 移転優遇措置など - 銀行、保険、金融仲介業者、その他金融セクターの一定の事業者に対して、移転費用の特別控除、事業用建物に対する特別控除、源泉税の免除が付与されます。

フォレストシティ金融特区の税制優遇措置の詳細については、[TaXavvy 28/2024 号](#)をご参照ください。

マレーシア投資促進センターのジョホール支店 (IMFC-J)の設立

- 公的手続きの効率化と承認プロセスの迅速化を目指し、ジョホール・シンガポール経済特区への投資を促進するため、IMFC-Jが設立されます。

追加の優遇措置

- 政府は、ジョホール・シンガポール経済特区に質の高い投資と高付加価値の雇用を誘致するために、2024年末に向けて追加の特別優遇措置を発表する予定です。

PwCコメント

ジョホール・シンガポール経済特区に、特に金融サービスやフィンテックの質の高い投資を誘致するための積極的なフレームワークが公表されています。今後、以下の面でジョホール州の経済の活性化が期待されます。

- グローバルな金融サービスに関する高付加価値の雇用の創出
- 国外投資の流入
- シンガポールとの経済的な相乗効果の拡大

税制優遇措置

現行	提案
<h2>スマート物流複合施設 (Smart Logistics Complex, "SLC") に対する税制優遇措置</h2>	
<p>SLCは、さまざまな倉庫業務の自動化、コスト削減、サプライチェーン全体の効率向上のために先進技術を活用する、近代的な倉庫を指します。</p> <p>現在、マレーシアでは、倉庫にインダストリー 4.0の要素を導入する企業に対して、特段の優遇措置はありません。</p>	<p>物流におけるインダストリー 4.0の要素の導入を含めた先進技術の活用を通じ、サプライチェーンの効率をさらに高めるため、一定の条件のもと、以下の物流サービスに従事する適格 SLCに対して、5年間にわたり適格資本支出の 60%相当額の投資税額控除が付与されます。</p> <ul style="list-style-type: none">i. 域内の物流センターii. 統合物流サービスiii. 危険物の保管iv. コールドチェーン物流 <p>投資税額控除は、各年の法定所得の 70%まで相殺可能です。</p> <p>(2025年1月1日から2027年12月31日にMIDA が受理した申請が対象)</p>
<h2>サービス分野における国外売上増加に対する税制優遇措置の範囲拡大</h2>	
<p>一定のサービス事業に従事し、国外売上を増加させた企業は、その年の法定所得の 70%を上限として、国外売上増加額の 50%相当を免税にできます。対象となる一定のサービスは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none">i. 法律ii. 会計iii. 建築iv. マーケティングv. ビジネスコンサルタントvi. オフィスサービスvii. 建設管理viii. ビル管理ix. プランテーション管理x. 私立教育xi. 出版xii. 印刷xiii. 情報技術と通信xiv. エンジニアリングxv. 地域フランチャイズ	<p>先進的な集積回路 (IC) 設計技術およびソリューションのハブとしてのマレーシアの地位確立を目指す新産業マスター・プラン 2030 (NIMP) の目標に沿い、本優遇税制が、IC設計サービスにも適用されます。</p> <p>(2025課税年度より適用)</p>

税制優遇措置

税制優遇措置に関するその他の改正案

- ICT機器・パッケージソフトウェアの購入およびソフトウェアのカスタマイズ(開発)に係る費用は、初年度20%+40%、2年目40%の割合で税務上の償却(キャピタルアローワンス)を適用できます(2024、2025課税年度に適用)。
- 2年以上の離職後に職場復帰する女性を雇用する企業は、12か月分の雇用に係る費用の50%相当額を追加控除できます(2025年1月1日から2027年12月31日までにタレントコープに申請)。
- 柔軟な雇用形態(Flexible Work Arrangement)の導入のための能力開発やソフトウェアの購入の費用について、50%相当額(RM500,000を上限とする)の追加控除を適用できます(2025年1月1日から2027年12月31日までにタレントコープに申請)。
- 従業員の両親・祖父母の介護手当を支給する企業は、当該手當に二重控除を適用できます(2025課税年度から)。
- 育児や病気・障がいを持つ家族の世話をする従業員に有給の休暇を与える雇用主は、その50%相当額の追加控除を適用できます(2025年1月1日から2027年12月31日までにタレントコープに申請)。

4

間接税



間接税（売上税、物品税）

売上税 - 必需品以外の物品に対する課税強化

現行

マレーシアで製造またはマレーシアに輸入された課税対象物品には、通常 10%の売上税が課されます。ただし、特定の課税対象物品には 5%、またはその他の税率が適用されます。

- その他の税率が適用される主な物品：石油、アルコール、タバコ製品
- 5%の税率が適用される主な物品：加工食品、家庭用品、タイヤ、製造用の半加工製品
- 免税となる主な物品：家畜、農産物、基礎食品、原材料などの未加工の物品

提案

輸入高級品（サーモンやアボカドなどが例として挙げられています）などの必需品ではない基礎品目に対する売上税率が引き上げられます。

- 庶民が消費する基礎食品に対する売上税の免税は維持されます。
- 輸入高級品などの非必需品に対する売上税率が引き上げられます。

(2025年5月1日より適用)

PwCコメント

現在免税になっている品目に売上税を課すことにより、課税対象が拡大されます。具体例が少し挙げられているのみであり、どのような品目が最終的に課税対象となるかは、現時点では不明です。

物品税の改正案

提案

- 一定の砂糖入り飲料に対する物品税が、1リットルあたりRM0.50からRM0.90に引き上げられます。

(2025年1月1日より適用)

間接税（サービス税）

サービス税の対象範囲の拡大

現行

サービス税は、以下に対して課税されています。

- 課税登録事業者が提供する課税サービス
- 輸入課税サービス (2019年1月1日より適用)
- 外国課税事業者が提供するデジタルサービス (2020年1月1日より適用)

サービス税率は現在 8%ですが、飲食、駐車場、物流、通信サービスには 6%の税率が適用されています。また、クレジットカードおよびチャージカードの提供は、年税額が RM25です。

提案

サービス税の対象範囲を拡大し、事業者間 (B2B) で提供される事業者向けサービスなどを新たに課税対象とします。手数料を請求する金融サービスがその一例として挙げられています。

政府は、課税範囲や税率を最終決定する前に、バランスを図るための施策の検討のために産業界からの聞き取りを行う予定です。

(2025年5月1日より適用)

PwCコメント

- どのような事業者向けサービスが課税対象となるかが示されておらず、今後の明確化を待つ必要があります。
- 本改正により、マレーシアにおける事業コストは潜在的に上昇し、そのコストはサプライチェーンを通じて消費者に転嫁されると考えられます。
- 課税対象となるサービスが増えるにつれて、サービス税の課税登録義務を負う事業者も増えるため、留意が必要です。

5

炭素税



炭素税

炭素税

政府は、2026年までにマレーシアの鉄鋼およびエネルギー産業に炭素税を導入する予定です。これは、低炭素技術の導入を促進することを目的としています。徴収された炭素税は、各種研究やグリーンテクノロジープログラムの資金として利用されます。

(2026年までに導入予定)

PwCコメント

炭素税の導入は、産業界に低炭素技術の導入を促す大きな一歩となります。2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするマレーシアの目標と軌を一にしており、環境の持続可能性の実現に向けた取り組みと言えます。

この政策は、方向性として歓迎される一方で、低炭素技術への移行が期待される産業に対しての具体的な計画や支援が求められます。制度の詳細の発表が待たれるところであり、影響を受けるセクターに十分な準備期間が与えられることが望まれます。



6

印紙稅

印紙税



印紙税の自主申告制度への移行

現在、契約書などの印紙税の課税文書は、税務当局のオンラインシステム (STAMPS) を通じて提出され、徴税官が査定・賦課を行い、納税者が賦課通知を受け取った後に納税が行われます。

印紙税の課税のプロセスを効率化するために、自主申告のためのシステム (STSDS) を以下のように段階的に導入することが提案されています。

フェーズ	適用日	課税文書の種類
フェーズ 1	2026年1月1日より	賃貸借契約、リース契約、一般印紙、証券に係る課税文書
フェーズ 2	2027年1月1日より	財産の所有権の譲渡に係る課税文書
フェーズ 3	2028年1月1日より	フェーズ1およびフェーズ2に含まれない課税文書

STSDSでは、納税者または代理人が自ら印紙税額を算定した上でSTAMPSに情報をアップロードし、指定された期間内に納税を行うことが義務付けられます。

PwCコメント

印紙税の自主申告制度への移行により、納税者は、納税額の算定や期限内の申告・納税手続に対して、従来はなかった責任や事務負担を負うことになります。新制度に関する詳細な説明が待たれます。

Budget 2025 Seminar



Fostering a resilient economy through inclusive growth

Kuala Lumpur

Event details

Date:	Tuesday, 5 November 2024	Online registration
Time:	8:00am - 5:00pm	
Venue:	Renaissance Kuala Lumpur Hotel & Convention Centre	
Contact:	Fazlina Jaafar / Puteri Nur 'Alia Megat Azman (03) 2173 3830 / 1188	
Email:	my_events@pwc.com	

Regional

	Penang	Johor Bahru	Kuching
Date:	Tuesday, 12 November 2024	Wednesday, 13 November 2024	Wednesday, 13 November 2024
Time:	8:30am to 5:00pm	8:00am to 5:00pm	8:00am to 5:00pm
Venue:	E&O Hotel, Penang	DoubleTree by Hilton, Johor Bahru	Auditorium, Borneo Cultures Museum
Contact:	Ong Bee Ling / Ann Yew (04) 238 9170 / 9291	Hanisah Azman / Jananee Ravinthara (07) 218 6000 / 6012	Geraldine Tan / Chan Su Feng (082) 527 226 / 216
Email:	bee.ling.ong@pwc.com / siew.lay.yew@pwc.com	hanisah.azman@pwc.com / jananee.r.ravinthara@ pwc.com	geraldine.peiying.tan@ pwc.com / su.feng.chan@pwc.com

連絡先

PwCマレーシア 日系企業コンサルティング・グループ (JBCG)

杉山 雄一 · Yuichi Sugiyama

(全体統括・会計監査・会計アドバイザリー・事業進出 /撤退支援・再編アドバイザリー)

Partner

yuichi.sugiyama@pwc.com

佐藤 祐司 · Yuji Sato

(税務全般統括)

yuji.sato@pwc.com

水本 賢一 · Kenichi Mizumoto

(税務全般)

kenichi.m.mizumoto@pwc.com

ラウ・ウェン・ワー · Lau Weng Wah

(事業進出/撤退支援)

weng.wah.lau@pwc.com

セリナ・タン · Selina Tan

(人事/組織支援)

selina.tan@pwc.com

武田 知紀 · Tomonori Takeda

(会計監査)

tomonori.takeda@pwc.com

井上 穂 · Jo Inoue

(会計監査)

jo.inoue@pwc.com

緩詰 真梨子 · Mariko Yuruzume

(移転価格)

mariko.yuruzume@pwc.com

小川 信介 · Shinsuke Ogawa

(移転価格)

shinsuke.o.ogawa@pwc.com

ラム・シュウ・ムイ · Lam Siew Mui

(税務全般)

siew.mui.lam@pwc.com

新堀 周 · Shu Shinhori

(ディールアドバイザリー)

shu.s.shinhori@pwc.com

山中 春花 · Haruka Yamanaka

(会計監査)

haruka.yamanaka@pwc.com

イサベル・ヨー · Isabelle Yeo

(税務全般)

isabelle.wx.yeo@pwc.com

TaxXavy is a newsletter issued by PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. Whilst every care has been taken in compiling this newsletter, we make no representations or warranty (expressed or implied) about the accuracy, suitability, reliability or completeness of the information for any purpose. PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd, its employees and agents accept no liability, and disclaim all responsibility, for the consequences of anyone acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it. Recipients should not act upon it without seeking specific professional advice tailored to your circumstances, requirements or needs.

© 2024 PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" and/or "PwC" refers to the individual members of the PricewaterhouseCoopers organisation in Malaysia, each of which is a separate and independent legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.